

国の基本方針の主なポイント

- 1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - 公共建築物における木材の利用の促進が、林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献すること
 - 過去の非木造化の考え方を、公共建築物については可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換

- 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進
 - 木造化を促進する対象としない施設の例（災害応急対策活動に必要な施設等）
 - 木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用、木質バイオマスの利用を促進

- 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る
 - 高層・低層に関わらず内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用を促進するほか、暖房器具等への木質バイオマス燃料の導入に努める等

- 4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 - 各省各庁の木材の利用の方針・目標の設定、推進体制等

- 5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 - 公共建築物の整備に適した木材の円滑な供給の確保
 - 合法木材の供給・利用の促進

- 6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
 - 都道府県方針又は市町村方針を作成する場合の留意事項
 - 維持管理を含む公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
 - 関係省庁等連絡会議の設置